

令和2年9月

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課契約係

建設工事請負契約約款等の改正について

令和2年10月改正建設業法（以下「改正法」という。）が施行されますことから、旭川市水道局建設工事請負契約約款、旭川市水道局調査、測量業務委託契約約款、旭川市水道局土木設計業務委託契約約款、旭川市水道局建築設計業務委託契約約款及び旭川市水道局建設工事監理業務委託契約約款を改正し、令和2年10月1日以降に締結する建設工事等の契約から適用しますのでお知らせします。

1 改正法施行に伴う改正

- (1) 改正法第26条第3項ただし書に規定される監理技術者補佐を新設
 - ・旭川市水道局建設工事請負契約約款 第10条第1項第3号（新設）
 - ・前記新設に伴う所要の改正
第10条第5項、第12条第1項・第2項、第58条第2項
- (2) 改正法第19条の5に規定される著しく短い工期の禁止
 - ・旭川市水道局建設工事請負契約約款 第20条の2（新設）

2 改正法の趣旨及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく改正

- (1) 適正な履行期間の設定
 - ・旭川市水道局調査、測量業務委託契約約款 第20条の2（新設）
 - ・旭川市水道局土木設計業務委託契約約款 第21条の2（新設）
 - ・旭川市水道局建築設計業務委託契約約款 第22条の2（新設）
 - ・旭川市水道局工事監理業務委託契約約款 第17条の2（新設）